

生徒心得

1. 基本事項

- (1) 自主自立の精神を以て行動し、知性と教養を高める。
- (2) 挨拶の励行につとめ、集団生活、社会生活の一員として規則を遵守する。
- (3) 公共物を大切にし、進んで環境美化につとめる。
- (4) 個性の伸長をはかり、充実した学校生活を送ることにつとめる。
- (5) 健康の増進につとめ、生命を尊重し、その安全につとめる。
- (6) 校外生活では、本校生として誠実な行動をとる。

2. 禁止事項

以下の各項を厳禁する。

- (1) 飲酒、喫煙、薬物乱用、暴力、交通法規違反、その他の違法行為。
- (2) 不健全な場所（未成年及び高校生入場禁止箇所等）への出入り。
- (3) 校舎校具の故意の毀損。
- (4) 考査の際の不正行為（カンニング、携帯電話等の所持、私語等）。
- (5) 許可なく二輪車、四輪車の運転免許を取得すること。
- (6) 申請なくアルバイトをすること。
- (7) その他生徒としてあるまじき行為。

3. 登校・下校

- (1) 登校・下校は本校所定の制服を着用し、靴は安全で華美でないものとする。
- (2) 挨拶の励行につとめ、生徒証明書を常に携帯すること。
- (3) 登校・下校の途中においては、公衆道徳を守り節度ある態度を失わないこと。特に交通規則を守り事故のないよう充分気をつけること。
- (4) 自転車通学を希望するものは、許可を受け、その指示に従うこと。雨天のときの自転車通学は、レインコートを使用し、傘をささないこと。
- (5) 登校時刻、下校時刻は下表の通りである。但し、勉強・クラブ活動等で下校時間が遅くなる生徒は関係教員の了解を得ること。

	登校時刻	始業時刻	下校最終時刻
4月～11月 (文化祭終了日まで)	9時05分まで	9時10分	19時00分
12月～3月 (文化祭終了日後から)	9時05分まで	9時10分	18時30分

4. 校内生活

- (1) 欠席・欠課・遅刻・早退は事前に連絡し、所定の手続きを行うこと。
- (2) 登校後は、下校時まで無断外出をしないこと。やむを得ないときは許可を受けること。昼食のための外出は認めない。
- (3) 校舎・校具を大切にし、破損・紛失しないようにすること。
- (4) 昼食は原則としてホームルーム教室でとること。
- (5) 校舎内外にゴミ屑を捨てないようにし、美化につとめること。
- (6) 清掃については、各自責任を持って積極的に励行すること。
- (7) 校内で掲示、はりがみ、署名活動、物品の販売、募金活動、ビラ配布等をする場合は、あらかじめ生徒指導部の許可を得ること。
- (8) 自己の所有物には必ず記名し、管理は自分で責任を持つこと。また、学校へは多額の金品を持参しないこと。
- (9) 勉強道具等を教室・部室・机の中などに放置しないこと。
- (10) 各授業を大切にすること。

【授業の 10 のルール】

- (1) 開始のチャイムで、自分の席に座る。
- (2) 服装を整え、教科書、ノートを出す。
- (3) 「起立」「礼」の号令で授業前後のあいさつをする。
- (4) 携帯電話などの電源は切っておく。
- (5) 私語（勝手な会話）をせず、授業に集中する。
- (6) ノートは必ずとること。
- (7) 勝手に席を立たない。
- (8) 授業に関係のない物は机の上に出さない。
- (9) 教科書・ノートの管理はしっかりおこなう。
- (10) 当番は黒板を消す。

5. 考査受験

- (1) 考査の時間割が発表されたら、しっかりと計画を立て、毎日試験勉強をすること。
- (2) 考査の時間中は、最後までまじめな態度で受験し、不正な行為は絶対にしてはならない。
- (3) 座席は指定された席に着く。各列の一番後の者は座席順に答案を集める。答案を全て集め終わるまで、他の生徒は席を立たない。
- (4) 机の落書きは、考査の前日までに全て消しておくこと。
- (5) 筆入れなどは、机の上に出さないこと。下敷きは使ってはならない。カバンや私物については個人用ロッカーにしまっておくこと。
- (6) 消しゴムや鉛筆などの貸し借りは認められないから、必要な筆記用具は必ず自分で用

意してくること。

(7) 答案が完成しても、チャイムが鳴るまでは何度も自分の答案を見直し、より完全な答案になるよう最善をつくすこと。隣の者と話をしたり、声を出したりしてはいけない。

(8) 考査中も教室の美化に心がけること。机・椅子を整頓して、次の日の準備をして帰ること。

(9) やむを得ず欠席をするときは、必ず担任の先生に届けること。

(10) 試験中は携帯電話等を教室に持ち込まないこと。

6. 気象情報と生徒の登校について

(1) 午前6時30分において、伊賀地域に「暴風警報」が発表されている場合は、臨時休校とする。その後、警報が解除されても臨時休校とする。専用バスは運行しない。

(2) 登校時に伊賀地域に暴風警報が発表された場合も臨時休校とするので、登校せず帰宅すること。

(3) 始業後に「暴風警報」が発表された場合は、学校の指示に従うこと。

(4) 伊賀地域以外から通学する生徒は、伊賀地域に「暴風警報」が発表されていない場合でも自宅の地域に「暴風警報」が発表されているときは、登校せず自宅で待機すること。

(5) 重大な災害が起こるおそれが著しく大きい、「大雨特別警報」「暴風特別警報」「暴風雪特別警報」「大雪特別警報」の特別警報が発表された場合は、上記に準じて行動すること。

7. 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際の学校の対応について

「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際の学校の対応については、三重県防災対策部の対応を踏まえ、以下の通りとします。

発表される情報	学校の対応
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	・ 日頃からの地震に対する備えを再確認する。 ・ 情報収集に努める。 ・ 巨大地震警戒等、次の情報発表に備えた準備を進める。
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	・ 1週間の臨時休業を基本とする。 ・ 在宅時に発表の際は、生徒は登校させない。 ・ 情報収集に努める。 ・ 生徒在校時は、通学路等の安全を確認したうえで下校させる。 安全に下校できない場合は、待機させる。 ・ 必要に応じて保護者への引き渡しを行う。

発表される情報	学校の対応
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	・注意対応をとりながら学校活動を継続するが、発生した地震による被害や地震関連情報等の状況に応じて、下校や休校の措置を講じる。 ・情報収集に努める。
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	・平常の学校活動を継続する。

8. 頭髪・服装規定

本校生徒の頭髪・服装については、学ぶ場としてふさわしい次のことを原則とする。

- ◎ 清潔であること。
- ◎ 経済的であること。
- ◎ 機能的であること。
 - (1) 必ず本校の制服を着用し、変形してはならない。
 - (2) 頭髪は端正にし、パーマ・染色・脱色・エクステをしてはならない。
 - (3) 靴は登下校での安全性を踏まえたものとする。
 - (4) 防寒衣、防寒具（手袋、マフラー）は、登下校のときだけ着用可能とし、校内では着用しない。
 - (5) 化粧、ピアス・指輪・ネックレス等の装飾はしない。
 - (6) シャツ、ブラウスは規定のものを着用し、ボタンをかけ、ズボンやスカートの中に入れておくこと。
 - (7) ベスト、セーター、カーディガンは、規定のものを着用すること。
 - (8) やむを得ず異装を必要とする場合は、異装願いを提出して生徒指導部の許可を受けること。
 - (9) 原則以外の適用範囲については、その都度学校がその基準を示すものとする。

9. 交通安全規定

①一般的なルール

- (1) 安全に道路を通行するための基本として交通規則を守ること。
 - (2) ゆずりあいの気持ちを持つこと。
- 道路は公共の施設、お互いの立場を尊重して、ゆずりあいの気持ちで使うこと。

②歩行者の場合

- (1) 歩道や路側帯のある道路では、その舗道や路側帯を通ること。
- (2) 歩道や路側帯のない道路では、道路の右端を通ること。
- (3) 歩道や路側帯のない道路では、並んで歩かないこと。
- (4) 道路を横断するときは、必ず止まって左右の安全を確かめてから横断すること。

- (5) 横断歩道や信号機のある交差点が近くにあるところでは、そこを横断すること。
- (6) 踏切を渡るときは、手前で止まって安全を確かめること。
- (7) 警報機が鳴っているときや、遮断機が降りているときは踏切内に入らないこと。
- (8) 子どもや身体の不自由な人が杖を持って通行しているときは、安全を確保すること。

③自転車の場合

- (1) 自転車の2人乗りは絶対にしないこと。
- (2) 2台以上のときは、1列で走行すること。
- (3) 夜間は必ずライトをつけること。また、後部反射器も整備しておくこと。
- (4) 傘さし運転や、ながら運転（スマートフォン等の操作・イヤフォンの着用等）は絶対にしないこと。
- (5) 自転車を運転する時はヘルメットを着用することが望ましい。

④自動二輪車・原動機付自転車の場合

三重県高等学校交通安全指導要綱に基づき、本校生徒が二輪車の免許を取得することは原則として許可されない。ただし、極めて特殊な、止むに止まれぬ事情がある場合（公共交通機関の利用が極めて困難である等）においては、協議の上、学校長が特別に許可を与えることもある。

⑤自動車学校の入校の手続き

- (1) 生徒指導部で「自動車学校入学許可申請書」と「自動車学校入校許可書」の用紙を受けとり、必要事項を記入して保護者の承認を得る。
- (2) 担任に通知して許可を得る。
- (3) 生徒指導部で許可を受けて「自動車学校入校許可書」を自動車学校に提出し、入校手続きをとる。
- (4) 入校は、就職希望者は9月20日以降、進学希望者は10月1日以降とし、いずれも進路が決定していることを条件とする。ただし後期中間考査終了後は進路未決定の者も入校を許可する。
- (5) 運転免許取得のための受験は、卒業式以降とする。
- (6) 正式な手続を経ず、自動車学校に入校したり、無断で免許を取得したりした場合、懲戒処分の対象となる。

9. 校則改訂の手続きについて

本校では、生徒が安全で健全な学習環境を保てるよう、校則を定めている。また、社会や時代の変化に対応するために、校則は定期的に見直しや改訂を行う。校則の改訂は以下の手続きに従って行う。

- (1) 生徒会は、校則の改訂を提案する場合、生徒一人ひとりの意見を集約し、生徒会議

等で議論をしたうえで、改正案を生徒指導委員会に提案することができる。

- (2) 生徒指導委員会は、提出された改訂案を学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて審議する。生徒指導委員会は、生徒会や教職員の意見を聴取し、公正かつ客観的な審議を行うこととする。
- (3) 校長および学校運営委員会は、改定案に基づき適切と判断する場合は、校則の改訂を決定し、生徒及び保護者に周知する。